

人権施策推進基本方針・計画

2023-2028



吹田市

SUITA CITY

- 年号は原則、和暦で記載し、括弧書きで西暦を併記します。
(ただし、表中の年号は西暦で表記します)
- グラフ中の数値は、端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合があります。
- 本文以外の個別計画の名称は、「吹田市」「すいた」「第2次」等の表記を、原則、省略します。

目次

はじめに	3
概要	4
1. 趣旨及び構成	5
2. 方針・計画の期間	5
3. SDGs	5
4. 計画の位置づけ	6
5. 人権施策推進基本方針・計画 概要図	7
基本方針	10
1. 人権をめぐる状況	11
(1) 人権をめぐる国等の状況	11
(2) 本市の状況	12
2. 基本理念（めざすべき姿）	14
3. 基本方向	15
(1) 人権意識高揚のための施策	15
(2) 人権擁護と救済のための施策	15
基本計画	16
I. 基本施策	17
1. 人権意識高揚のための施策	17
(1) 人権教育の推進	17
(2) 人権啓発の推進	18
2. 人権擁護と救済のための施策	19
II. 主な取組	22
1. 女性の人権	22
2. 子供の人権	25
3. 高齢者の人権	29
4. 障がい者の人権	31
5. 部落差別（同和問題）	34
6. 外国人の人権	36
7. 様々な人権課題	38
III. 推進にあたって	41
1. 分野を超えた連携	41
2. 市民と行政との協働	41
3. 関係団体との連携	41
4. 計画の推進管理及び検証	41
資料 用語解説	44

はじめに

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。

本市では、平成12年(2000年)に「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」を制定し、平成18年(2006年)には「吹田市人権施策基本方針」を策定し、様々な人権施策を推進してきました。

策定から15年以上が経過し、人権をめぐる状況は現在も刻々と変化しており、世界各地では、ロシアによるウクライナへの侵略をはじめ、民族対立や紛争、テロにより、人々の自由や生きる権利が奪われています。

わが国においても、自然災害や、新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して、人権が脅かされる事態が生じるとともに、ハラスメントやインターネット・SNS等を利用した新たな人権問題も生まれています。

こうした行為は、人格や尊厳を不当に侵すものであり、決して許されるものではありません。

一人ひとりの人権が尊重される社会を築くためには、様々な人権問題を「誰か」の問題としてではなく、自分の問題として私たち一人ひとりが深く認識し、それぞれの課題一つ一つに真摯に向き合い、対応していかなければなりません。

本市では、新たに「吹田市人権施策推進基本方針・計画」を策定し、あらゆる施策の考え方の基盤【ベース】として、本基本方針・計画の基本理念にある「認め合い 尊重し、そして 支え合うまち」の実現をめざします。

結びに、本基本方針・計画の策定にあたり、ご尽力賜りました吹田市人権施策審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和5年(2023年)3月 吹田市

概要

1. 趣旨及び構成

本基本方針・計画は、吹田市総合計画を上位計画とする、人権施策に関する基本方針・計画であり、全ての施策の考え方の基盤【ベース】となるものです。

基本方針は、全ての施策分野に共通する人権尊重の基本的な指針となる基本理念と取り組みの方向性を示した2つの基本方向を示しています。

基本計画は、基本施策として（1）人権意識高揚のための施策（2）人権擁護と救済のための施策とし、施策指標を設定するとともに、主な取組として、女性の人権をはじめ、子供の人権や高齢者の人権等、7つの人権課題を示しています。

なお、施策指標は5年ごとに実施する「吹田市人権に関する市民意識調査」の結果の中から、目標値を設定しています。

2. 方針・計画の期間

本基本方針・計画の期間は、上位計画である「吹田市第4次総合計画」との整合を図り、令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）までの6年間とします。

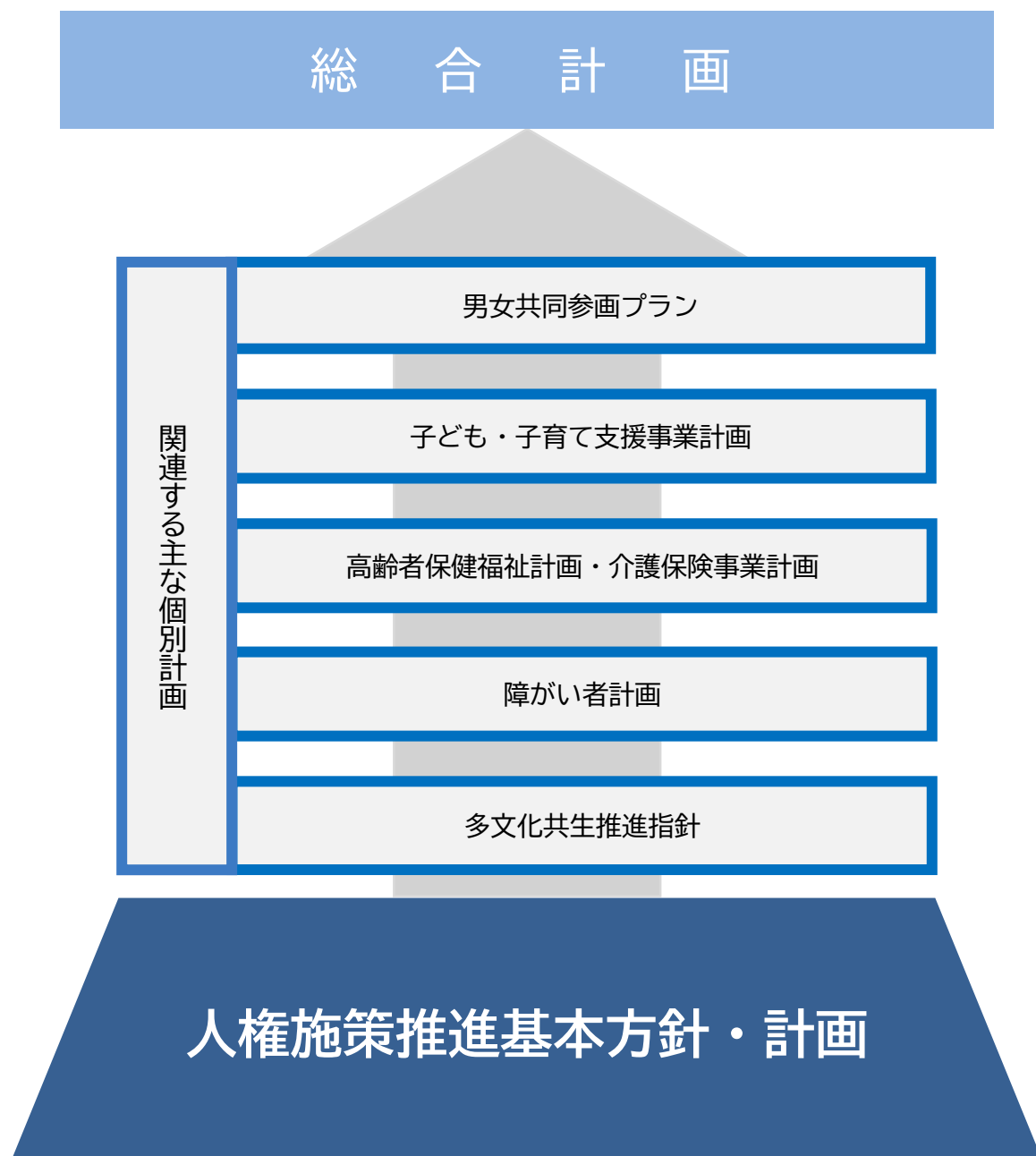
3. SDGs

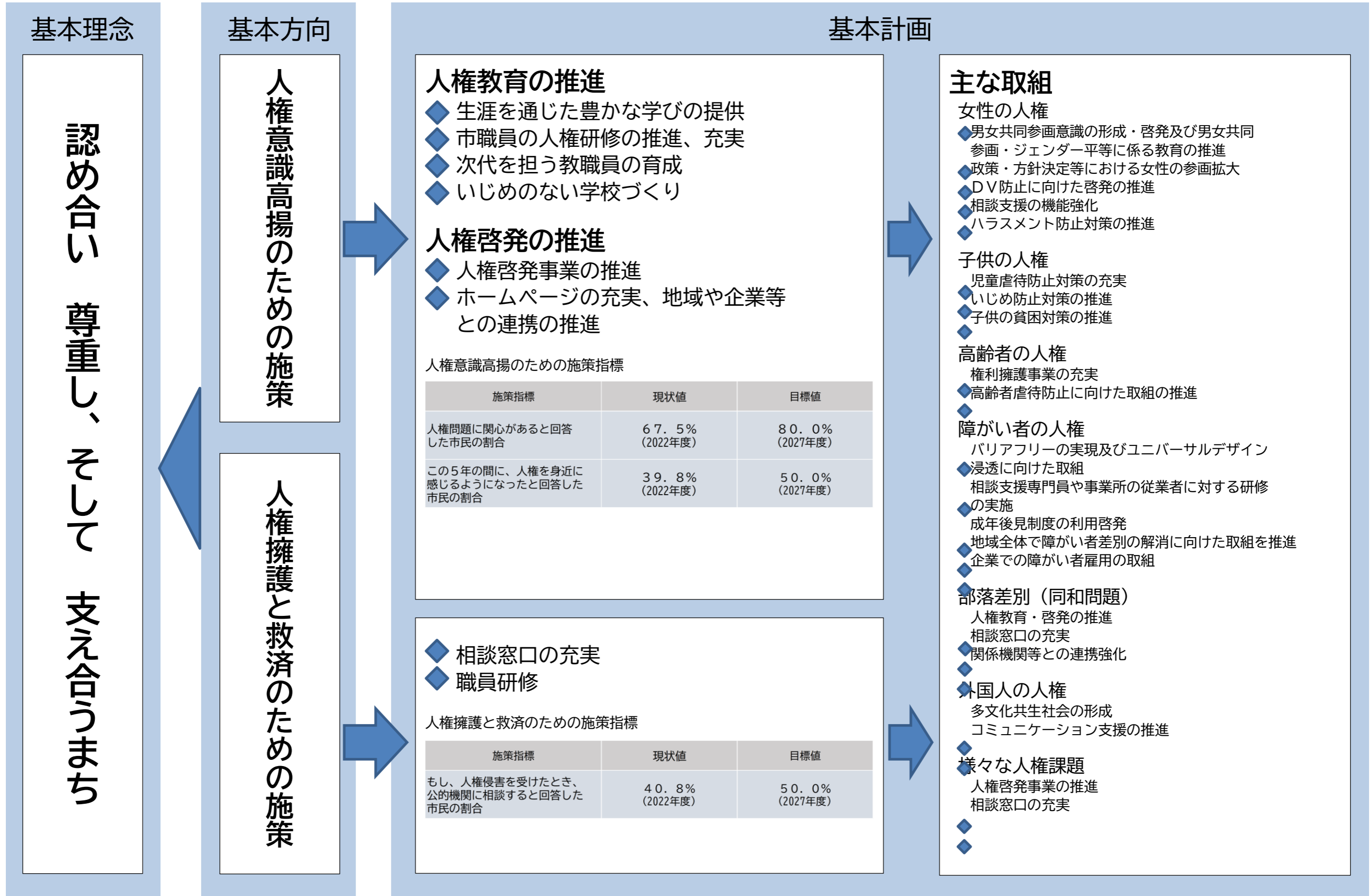
平成27年（2015年）に国連総会において、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標」が採択されました。これは、令和12年度（2030年度）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標・169のターゲットから構成されています。

国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、本市の人権課題にも取り組んでいくことが必要です。



4. 計画の位置づけ





基本方針

1. 人権をめぐる状況

(1) 人権をめぐる国等の状況

昭和23年(1948年)、国際連合(以下、「国連」という。)総会において採択された「世界人権宣言」では『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である』とうたわれています。

世界人権宣言の精神を具体化するため、以降、「国際人権規約」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」という。)
「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)
「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」という。)など多くの人権関連条約が採択され、これらを通じた人権保障の確立が国際社会の大きな潮流となっています。

平成6年(1994年)の国連総会においては、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、この決議を受けて、国及び地方公共団体において人権保障の確立に向けた行動計画を策定するなど積極的な取組が進められてきました。

また、国連では平成16年(2004年)に「人権教育のための世界計画」を採択し、平成17年(2005年)から人権教育を積極的に推進するための取組が進められています。さらに平成23年(2011年)には国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択され、これが全ての国や企業が尊重すべき基準となりました。

わが国では、「世界人権宣言」に先立つ昭和22年(1947年)に「日本国憲法」が施行され、基本的人権の尊重はこの憲法の柱の一つであり、侵すことのできない永久の権利であると規定されています。

この憲法の趣旨を踏まえ、様々な法律が整備され、平成9年(1997年)には「人権擁護施策推進法」が施行されるとともに「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

平成12年(2000年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画は平成23年(2011年)に改正され、北朝鮮に

よる拉致問題等が人権課題に追加されました。

また、個別の人権課題の解決に向け「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」「児童虐待防止法」「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」等が制定されてきました。

大阪府では、平成10年（1998年）に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定され、同条例に基づき平成13年（2001年）に「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました。さらには、この基本方針に基づき、平成17年（2005年）に人権施策を総合的に推進するため「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。

平成27年（2015年）には、府民の差別意識の解消、人権課題の理解を深めていくために「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定され、これらの計画に基づき人権意識高揚のための施策が進められています。

令和元年（2019年）には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が制定されました。

さらには、令和4年（2022年）4月1日から「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されました。

（2）本市の状況

本市は、昭和58年（1983年）市民の総意のもと「非核平和都市宣言」を行い、非核平和の社会の実現を施策として推進してきたほか、平成4年（1992年）平和祈念資料室（現在の平和祈念資料館）を開設し、戦争の惨禍及び平和の尊さを後世に伝えることにより、平和に対する意識の高揚を図ってきました。

また、人権教育の重要性が国の内外において高まりを見せる中、平成11年（1999年）4月に「人権教育のための国連10年吹田市行動計画」を策定し、豊かな人権感覚に満ちあふれた社会の創造に向けて、全庁的に連携を図りながら取り組んできました。平成12年（2000年）4月には「吹田市人権尊重の社会

をめざす条例」を施行し、平成18年（2006年）には、「吹田市人権施策基本方針」を策定し、差別のない社会の実現に向けてあらゆる施策の推進に努めてきました。

このような取組により、徐々に人権問題についての理解は進んできましたが、いまだ女性、子供、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）、外国人等に関わる差別等、様々な人権課題が存在しています。

また、いじめや不登校、ひきこもり、子供への暴力、体罰や虐待、高齢者や障がい者等への虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、ハラスメント、インターネット・SNS等を利用した人権侵害や個人の尊厳を損なう行為、犯罪被害者とその家族の人権に配慮するなど、様々な事象が、社会のあり方の急激な変化とともに、社会全体の問題として深刻化してきています。

さらには性的指向・性自認を理由とする人権侵害や新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題等、新たな課題も顕在化しています。このほかにも、地震や豪雨等の災害時に避難所等で顕在化する災害時要配慮者への対応等も課題として挙げられます。

本市では、平成29年（2017年）と令和4年（2022年）に「吹田市人権に関する市民意識調査」を実施し、今後の施策に反映する基礎資料として、主な人権課題に対する市民の考え方、人権侵害に関する経験の有無や、人権侵害を受けた場合の対応等について調査を実施しました。

これらの調査結果を踏まえ、「認め合い 尊重し、そして 支え合うまち」をめざし「吹田市人権施策基本方針」を見直すとともに、全ての施策の考え方の基盤【ベース】となるものとして、「吹田市人権施策推進基本方針・計画」を策定するものです。

2. 基本理念（めざすべき姿）

“認め合い 尊重し、そして 支え合うまち”

だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちづくりを進めるには、市民一人ひとりが自分自身をかけがえのない存在として認め、それぞれが、他者の違いを受け入れ、認め合い、支え合うことが求められます。

本市は、昭和58年（1983年）に非核平和都市宣言を行いました。以来、平成、令和へと時代が移り変わった今もなお、ロシアのウクライナ侵略をはじめ、世界各地で戦争、紛争は続いています。

戦争は最大の人権侵害です。

市民一人ひとりが、命の尊さや尊厳を改めて認識するとともに、お互いがかけがえのない存在として、個性や多様な価値観を認め合うことが必要です。

このような時代であるからこそ、改めて「認め合い 尊重し、そして 支え合うまち」を基本理念（めざすべき姿）として掲げ、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場面において、市民の皆様が主体的に人権と向き合えるよう、総合的な施策を推進してまいります。

3. 基本方向

人権意識高揚のための施策及び人権擁護と救済のための施策を2つの基本方向として示し、施策を推進します。

(1) 人権意識高揚のための施策

(ア)市民の主体性を尊重しながら、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、切れ目のない人権教育が必要であることから、自発的な学習意欲を育むための人権啓発を推進します。

(イ)人権教育・啓発の推進に関わる活動をより効果的かつ総合的に進めるため、各部局、教育委員会、学校、関係機関等における情報共有とネットワークの充実に努めます。

(2) 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、相談者の意思を尊重しながら情報共有を図るなど、相談窓口の連携を強化するとともに、市報・ホームページ・SNS等を通じて、各種相談窓口等の必要な情報を相談者に提供します。

基本計画

I. 基本施策

1. 人権意識高揚のための施策

基本理念のめざすべき姿「認め合い 尊重し、そして 支え合うまち」を実現するために必要な取組について、市民一人ひとりが人権についての理解を深め、自分の課題として考え、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚をもって行動する人間として育つため、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場を通じて多様な機会の提供、効果的な手法を用いて、人権教育・人権啓発の施策を推進します。

人権教育とは、人権尊重の精神を市民と学び合う中で身に付くことを目的とする教育活動をいい、学校教育や社会教育等を通じて推進されるものです。

人権啓発とは、人権に対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいい、市民の間に人権尊重の理念を広く普及させるものです。

特に、幼児期は人権教育の出発点となる重要な時期であり、発達段階に応じながら、人権教育・人権啓発を通して、人権を尊重する意識を芽生えさせ、育まれる必要があります。

(1) 人権教育の推進

■ 現状と課題

近年、人権をめぐる状況が大きく変化し、新しい人権課題も生じています。人権教育は市民一人ひとりの生涯の中で、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場を通じて実施されることにより効果を上げるものであり、「生涯学習（楽習）推進計画」に基づき、学習できる機会を提供し、人権課題に関する教育活動を進める必要があります。

また、市職員にあっても、人権尊重のまちづくりを進めるには、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが求められます。学校教育においても、子供たちが社会生活を営む上で必要な人権感覚を身に付けることができるよう、家庭、地域等が連携・協力し、人権教育を進めることも重要です。全ての教育活動に人権尊重の視点を取り入れ、児童・生徒の心を育てる教育を進めるとともに、人権教育を行う教職員等の資質を向上させる必要があります。

■ 主な施策

①生涯を通じた豊かな学びの提供

市民一人ひとりが人間性豊かな生活を営むために学習する必要がある人権や国際理解等、現代的課題に応じた多様な学習機会を提供します。

②市職員の人権研修の推進、充実

施策の実施において、人権尊重の視点が必要であるという観点から、各部署で把握している人権課題を組織全体にフィードバックしながら、個別の課題についての研修及び総合的かつ横断的な課題についての研修を進めます。

③次代を担う教職員の育成

児童・生徒に人権教育を推進していくには、教職員自身が常に人権感覚を磨いていくことが必要であるため、全ての教職員、学校管理者が「子どもの権利条約」についての認識と理解を深め、子供の最善の利益の実現に努めることができるように子供の権利を確保する学習及び研修等の機会を設けます。

④いじめのない学校づくり

子供たちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止の取組名を、「すいたGRE・ENスクールプロジェクト」とし、様々な取組を未来に向け積極的に推進します。

(2) 人権啓発の推進

■ 現状と課題

基本的人権を尊重し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会、人権擁護委員による人権教室、人権啓発パネル展の実施、啓発冊子の配布等、様々な方法で人権啓発活動を進めてきました。

今後も引き続き、より一層人権問題への理解と認識を深め、市民がともに学び互いに理解するための交流ができるように家庭、地域、学校、職場等での啓発活動に取り組む必要があります。

■ 主な施策

①人権啓発事業の推進

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、人権フェスティバル、市民ひゅーまんセミナー、憲法と市民のつどい、市民平和のつどい、人権擁護委員による人権教室、人権啓発パネル展等の開催を推進します。

②ホームページの充実、地域や企業等との連携の推進

市報への掲載をはじめ、ホームページやSNS等、情報ツールのさらなる活用を行うとともに、地域の諸団体や企業等と一層の連携を図ります。

人権意識高揚のための施策指標

施策指標	現状値	目標値
人権問題に関心があると回答した市民の割合	67.5% (2022年度)	80.0% (2027年度)
この5年の間に、人権を身近に感じるようになったと回答した市民の割合	39.8% (2022年度)	50.0% (2027年度)

※施策の進捗については、5年ごとに実施する「吹田市人権に関する市民意識調査」を活用して検証していきます。

2. 人権擁護と救済のための施策

人権侵害に関わる問題が生じた場合には、一人で悩むのではなく、身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

国においては、人権擁護のための取組として、各地方法務局で人権相談所を設けるとともに、全国で人権相談や啓発活動等、人権擁護の活動をする人権擁護委員を委嘱しています。

本市においては、人権相談や自殺予防相談をはじめ、家庭児童相談、すいたストップDVステーション（DV相談室）等、様々な人権に関わる相談窓口を設置しています。人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、相談者の意思を尊重しながら情報共有を図るなど、相談窓口の連携を強化するとともに、

職員の資質向上を図り、実効性のある相談、自立のための支援を図る必要があります。

また、人権侵害による被害者の救済については、法務局等の関係機関との連携を進め、適切に人権救済できるような体制を構築することが必要です。

■ 主な施策

①相談窓口の充実

複雑化、多様化する相談内容に対応するため、相談窓口の連携を強化するとともに、職員の資質の向上に努め、実効性のある相談・支援体制の充実を図ります。

②職員研修

職員が相談事案により適切に対応できるように、研修を図るとともに、各相談窓口の連携を図るための研修を実施します。

人権擁護と救済のための施策指標

施策指標	現状値	目標値
もし、人権侵害を受けたとき、公的機関に相談すると回答した市民の割合	40.8% (2022年度)	50.0% (2027年度)

※施策の進捗については、5年ごとに実施する「吹田市人権に関する市民意識調査」を活用して検証していきます。

コラム

“ひとりで悩まず 相談を” あなたの人権を守る「人権擁護委員」

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、人権に関する相談を受けています。

市においては対面による相談、法務局においては専用相談電話による相談を実施しています。ひとりで悩まずご相談ください。



市役所での人権相談

【予約制】

毎週木曜日 9時30分～11時00分

(第5木曜日及び祝日・年末年始を除く)

場所：市役所本庁舎内

お問い合わせ：人権政策室 06-6384-1513



詳しくは
ホームページへ

法務局の専用相談電話

- みんなの人権110番 0570-003-110
8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)
- 子どもの人権110番 0120-007-110
8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810
8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)
- 外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911
9時00分～17時00分(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)



詳しくは
ホームページへ

Ⅱ. 主な取組

1. 女性の人権

■ 現状と課題

女性の人権問題は、昭和60年(1985年)に「女子差別撤廃条約」が批准され、昭和47年(1972年)「男女雇用機会均等法」、平成11年(1999年)「男女共同参画社会基本法」、平成13年(2001年)「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」、平成28年(2016年)「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が施行されるなど、女性の地位向上のために法制度やそれらの法令に基づく様々な施策が実施されてきました。

また、平成30年(2018年)に「政治分野における男女共同参画推進法」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となるよう政党に求めており、女性の政策決定への参画が期待されます。

本市では、平成14年(2002年)に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働するための基盤となる「吹田市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、条例の趣旨を具体的に実現するため「男女共同参画プラン」を平成15年(2003年)に策定し、5年ごとに見直しを行っています。同プランでは、『すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまち』を「めざすまちの姿」とし、計画的に事業を実施するために目標値を設定することや、重点的に取り組む必要がある施策や事業、暴力やハラスメントの根絶に向けた取組、市民の取組等を掲げています。

特に、女性に対するあらゆる暴力の根絶のために平成23年(2011年)に基礎自治体としては全国的にも先進的な取組として、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション」を設置し、DV被害者に対する相談・支援に積極的に取り組んできました。若年層へのデートDVの啓発のために、中学生・高校生・大学生への予防啓発講座も実施しています。

さらに本市では、DVと児童虐待が密接に関連していることを改めて認識し、DV防止対策と児童虐待防止対策を一体として進めていかなければならないと考え、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐

待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて、本市独自で「W（ダブル）リボンマーク」を考案し、「Wリボンプロジェクト」として、社会全体に暴力防止への深い理解と関心が広がり、地域や企業等と連携し、DVや児童虐待等「暴力のない安心安全のまちすいた」の実現をめざしています。そのためには、男女共同参画に向けての意識改革や様々な分野における環境づくりを進めるとともに、政策・方針決定の場に女性の参画を進めることが必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

今後も、条例やプランに基づき、すべての人が性別にかかわらず家庭、地域、学校、職場等あらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、行政、市民及び事業者が一体となり計画的に施策を推進することが求められています。

■ 主な施策

①男女共同参画意識の形成・啓発及び男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、大きな障害の一つとなっている固定的な性別役割分担意識を改めていくため、市民・事業者への啓発と情報提供、学校・保育所・幼稚園等における教育の推進、市職員に対する研修の充実に努めます。

②政策・方針決定等における女性の参画拡大

政策・方針決定への女性の参画拡大、市審議会等、委員への女性の参画拡大、地域活動・防災・防犯分野における女性の参画拡大に努めます。

③DV防止に向けた啓発の推進

DVを防止するためのセミナー等を開催します。また、若年層を対象としたデートDV等の予防啓発を推進するとともに、パンフレットやホームページ等を活用した啓発に取り組みます。

④相談支援の機能強化

電話・対面・法律相談等の相談窓口の周知・活用を進めます。また、すいたストップDVステーションの充実を図るとともに、DV相談担当者への専門研修の実施及び医師、弁護士等との連携の強化に取り組みます。

⑤ハラスメント防止対策の推進

ハラスメント防止対策として、市職員への周知徹底と研修の充実、事業所への出前セミナー等による啓発を行うとともに、相談体制の整備・充実をめざし、相談担当者への啓発につながる情報提供を行います。

■ 関連する主な個別計画

○男女共同参画プラン

コラム

ひとりで悩まず ご相談ください

本市では、DVと児童虐待が密接に関連していることを、改めて認識し、DV防止対策と児童虐待防止対策を一体として進めていかなければならないと考え、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて、本市独自で「W（ダブル）リボンマーク」を考案しました。

このマークを旗印に、「あなたはひとりではない STOP Violence」というメッセージを伝えています。

ひとりで悩まず、ご相談ください。



- すいたストップDVステーション
06-6310-7113 9時00分～17時30分(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)
- 家庭児童相談室
06-6384-1472 9時00分～17時30分(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)
- 吹田子ども家庭センター
06-6380-0049 9時00分～17時45分(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)
- 大阪府女性相談センター
06-6949-6022 9時00分～20時00分(祝日・年末年始除く)
06-6946-7890 (上記以外の時間：夜間・祝日)

2. 子供の人権

■ 現状と課題

平成6年(1994年)に批准された「子どもの権利条約」の理念である、『子供を保護の対象としてではなく権利の主体として権利や自由を尊重すること』が大切です。つまり、子供は親や大人から保護と扶養を受ける立場にあると同時に、自分の意見や気持ちを表明して社会に参加する主体です。「子どもの権利条約」では子供の最善の利益を実現するためには、子供の声を聞くこと、子供の意見表明権の尊重が求められ、全ての大人は子供の意見に耳を傾け考慮しなければなりません。

「児童福祉法」は、その第1条で『全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。』と規定しています。

また、令和4年(2022年)6月に公布された「こども基本法」は、「子どもの権利条約」に対応するための国内法という位置づけであり、基本理念として、『全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること』などを規定しています。

(児童虐待)

平成12年(2000年)に、『児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定める』ために「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、平成16年(2004年)の改正では、児童虐待が著しい人権侵害であることが明記されるとともに、児童虐待の定義に、面会DVにおける子供への心理的虐待、同居人による児童虐待と同様の行為が加えられました。

さらに平成19年(2007年)の改正では、児童の安全確認のための立入調査等の強化や、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等の見直しが行われました。平成28年(2016年)の改正では、児童のしつけに際して監護、

教育に必要な範囲を超えて、懲戒してはならないことが明記されるとともに、都道府県、市町村の役割・責務を明確化するなどの見直しがされました。

本市では、「吹田市児童虐待防止ネットワーク会議」を設置し、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関との連携や家庭児童相談室の設置等、支援体制の充実に努め、虐待防止に向けた意識啓発等に取り組んできました。また、児童虐待防止対策とDV防止対策とを一体として進めるため、平成23年度（2011年度）から「Wリボンプロジェクト」として、DVや児童虐待に係る講座等を開催しています。

（いじめ）

平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

いじめは人の心身、人格を傷つけるだけでなく生命をも脅かす重大な人権侵害です。いじめの防止には、学校教育が大きな役割を担っています。これまでも学校、教育委員会を中心に対応、指導を行ってきましたが、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本市でも、平成28年（2016年）に市と教育委員会で「吹田市いじめ防止基本方針」を策定し、令和2年（2020年）に改定しました。学校、教育委員会の取組を明確にし、組織的な対応や家庭、地域と連携した取組の強化を図っています。

また、子供からの個別の相談体制の充実、学校と学校外の支援機関との連携の強化等を進める必要があります。

（子供の貧困）

平成26年（2014年）1月には、子供の貧困対策の総合的推進を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。それを受け、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

その後、令和元年（2019年）に、それぞれ改正され、現在に至っています。本市においても、子供の現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子供の貧困対策を推進する必要があります。本市では、平成28年（2016年）に「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その調査結果から、経済的要因だけでなく、親の養育力の充実及び地域等とのつながりの必要性等、複合的な要因で貧困にある子供と保護者の実情が明らかになりました。このような広範囲にわたる問題に

対しては、関係部局が連携し取り組むことが重要であるため、平成30年（2018年）3月に本市の基本的な考えを示す「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」を策定し、学習支援を含めた教育の支援、ひとり親家庭を含めた世帯への生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を総合的に推進しました。

前回の調査から5年以上が経過し、子供を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえて、令和4年（2022年）6月から7月にかけて、「子供の生活状況調査」を実施するとともに、令和5年（2023年）3月に「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」を改定しました。また、子供の貧困対策のさらなる取組を図る必要があります。

（子供をめぐる諸課題）

この他にも子供や若者の居場所づくり、体罰をめぐる問題、子供の自死をめぐる問題、ヤングケアラーや医療的ケア児への支援等、子供の最善の利益を実現するために社会や大人が何をすればいいのか、全ての子供が大切にされる社会をどのように作っていくのかなど、多くの課題があります。また、個々の問題や課題については、それぞれが多様化、深刻化しています。特に子供の虐待については子育てに悩んでいる親の支援の一層の充実が必要です。

また、子供が社会の一員としての役割を担い、あらゆる場所において子供と子供、子供と大人の対等な関係を築けるような機会を作っていかなければなりません。今後、こうした取組の一層の充実を図る中で、家庭、地域、学校、NPO等社会全体が協力して子育てを支援していく体制を整備します。

子供が一人の人間として尊重・保護され、生存、発達や自由が保障されるためにも、子供が安心、安全で健やかに育ち、子供が社会参加の機会を得て、大人と子供がともに生きることができるまちづくりを進めます。

■ 主な施策

①児童虐待防止対策の充実

民生委員・児童委員の協力のもと実施している子ども見守り家庭訪問事業の充実を図り、虐待の発生予防、早期発見に努めます。

また、乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業と連携しながら、育児支援家庭訪問事業の取組を進め、養育支援を必要とする家庭を支援します。学校や児童福祉施設等においても、子供たちの様子に注意し、虐待の未然防止に努めます。

②いじめ防止対策の推進

「すいたGRE・ENスクールプロジェクト」やその他いじめ防止等のための対策が、家庭、地域、学校、関係諸機関等との連携のもと適切に行われるように、必要な体制を整備するとともに、より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるように、家庭や地域の関係団体との連携を促進します。

また、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備・周知するとともに、機能の充実を図ります。

③子供の貧困対策の推進

子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける地域社会の実現を目指し、「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」に沿って、子供の貧困対策に資する施策・事業を総合的に推進していきます。

■ 関連する主な個別計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- いじめ防止基本方針
- 子供の夢・未来応援施策基本方針
- 障がい児福祉計画

3. 高齢者の人権

■ 現状と課題

高齢者が、いつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、就労はもとより、趣味・スポーツ・文化・ボランティア・福祉活動等、地域社会において連携を図り、生きがいづくりをしながら社会参加を促進することが大切です。

また、高齢者の権利や介護を巡って生じている様々な問題への対策も急がなければなりません。老人福祉施設や病院等施設だけでなく、家庭においても、身体拘束等の虐待が指摘されているほか、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者を欺き、財産権を侵害する事例も見受けられます。

国においては、平成18年（2006年）に「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行され、高齢者等への深刻な権利侵害の防止等を支援する仕組みづくりが進められています。

本市においても、65歳以上の人口は、令和2年（2020年）9月末には高齢化率が23.8%で、地域によっては30%近くにもなり、全国と比較するとゆるやかではありますが、“超高齢社会”を迎えています。

また、一人暮らしや認知症の高齢者、夫婦ともに高齢者で老老介護の負担を抱える世帯も増加しています。

これらの動向を踏まえ、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする「第8期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿って、相談支援体制の充実や認知症支援の推進等をめざしています。特に、高齢者虐待防止に向けた取組の推進や、認知症の方やその家族に対する支援、地域での認知症に対する理解の推進・啓発が必要です。

また、特殊詐欺や悪徳商法に対抗するため、セミナーや出前講座での啓発、警察との連携、消費生活センターでの個別相談を進めています。

今後、「身近な地域で共にいきいきと安心・安全に暮らせるまち」を市の将来像として、全ての高齢者の人権が守られ尊厳ある暮らしを送ることができるよう、人権の視点をもって各施策を推進するとともに、これらの取組や制度の周知に努める必要があります。

■ 主な施策

①権利擁護事業の充実

高齢化の進展とともに、より重要度が増していく成年後見制度の利用促進に向け、市民が制度の趣旨を理解しやすく、支援を必要とする人の利用につながるような広報に努めるとともに、障がい者等を含む権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置について検討を進めます。

また、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な人が住み慣れた地域において自分らしく安心して生活ができるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用支援等を行う日常生活自立支援事業について、周知を図るとともに、希望者が速やかに事業を利用できるよう、効果的な支援のあり方を検討します。

②高齢者虐待防止に向けた取組の推進

高齢者虐待の早期発見、早期対応の重要性について、引き続き出前講座や地域ケア会議での啓発に取り組みます。また、認知症サポーター養成講座においても、高齢者虐待への支援についての情報を提供し、早期発見・早期対応の重要性への理解を深めます。

■ 関連する主な個別計画

○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

○地域福祉計画

4. 障がい者の人権

■ 現状と課題

障がい者が地域社会の中で暮らしていく上では、様々な障壁（バリア）があります。歩道の段差や階段、エレベーターの不備等の「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、差別や偏見等の「心理的な障壁」「文化・情報面の障壁」等です。

また、これらの障壁に加え、障がい者に対する理解不足から企業や施設内等での差別・虐待や暴行、社会福祉施設等の設置に際しての施設と地域との意見相違、さらには財産侵害等の人権問題が生じています。これらの問題は障がいのない人々を中心とした社会の仕組みの中で、障がい者の人権保障が取り残されてきたためです。

平成18年（2006年）12月に国連総会で「障害者権利条約」が全会一致で採択され、わが国は昭和45年（1970年）に制定された「障害者基本法」の改正や障がい者への合理的配慮を定めた「障害者差別解消法」の制定等、障がい者の権利に関する国内法を整備し、平成26年（2014年）1月に「障害者権利条約」を批准しました。

特に、「障害者基本法」の改正では障がいの定義について、個人にかかる「医療モデル」から社会的な事物、制度、慣行にかかる「社会モデル」への転換を図りました。また、平成24年（2012年）10月には自治体への通報を義務付けた「障害者虐待防止法」が施行され、さらに平成18年（2006年）4月施行の「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」が平成25年（2013年）に施行されました。

障がい者は特別な存在でなく、障がいの有無にかかわらず、市民として住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまちを実現することが必要です。

学校現場での障がいがある子供たちへの教育については、インクルーシブ教育を推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、全ての子供たちが互いを認め、尊重し、高め合う「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とした学校・園づくりを進めています。

平成28年（2016年）4月からの「第4期吹田市障がい者計画」、令和3年（2021年）4月からの「第6期吹田市障がい福祉計画」と「第2期吹田市

障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等により障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めていますが、障がい者が自立して生活するためのグループホームの設置や介護人材の確保策等を積極的に行う必要があります。

今後とも、障がいの有無にかかわらず、同じように自分らしく生きる権利を持つ一人の人間であることを市民や事業者が正しく認識し、障がい者が容易に自己実現を図ることのできる「ともに生きる社会」を構築するため、障がい者の意見を聴きながら、様々な機会を通じて障がい者に対する差別や偏見の解消に努める必要があります。

■ 主な施策

①バリアフリーの実現及びユニバーサルデザイン浸透に向けた取組

公共施設の新設等にあたっては、「バリアフリー法」及び大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準に適合させるとともに、障がい者の意見を聴く場であるバリアフリー吹田市民会議の活用を努めます。また、公共交通事業者が行う施設のバリアフリー化の促進等、バリアフリーの実現に向けた取組を進めます。これらの取組を併せて、ユニバーサルデザインを浸透させるための施策を検討します。

②相談支援専門員や事業所の従業者に対する研修の実施

障がい者に対する虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業者の虐待防止に対する意識を高める研修を実施します。

③成年後見制度の利用啓発

成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につなぐことができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組めます。

④地域全体で障がい者差別の解消に向けた取組を推進

障がい者週間のイベントとして、市民への理解・啓発を目的としたシンポジウ

ム等を開催するとともに、定期的に吹田市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、合理的配慮にかかる情報共有や差別解消に向けた取組について、検討を進めます。

⑤企業での障がい者雇用の取組

企業での障がい者雇用・就労を促進するため、本市とハローワーク淀川が連携し、障がい者と企業のマッチングを図るなど、障がい者就労及びその環境整備を進めます。

■ 関連する主な個別計画

- 障がい者計画
- 障がい福祉計画
- 障がい児福祉計画
- 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画

5. 部落差別（同和問題）

■ 現状と課題

昭和40年(1965年)に国の同和対策審議会が『同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題』であって、『日本国民の一部の集団が現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である』と位置づけました。そして、その早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申され、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

その後、平成14年(2002年)3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまで生活環境の改善のための事業が実施され、法の失効後は、特別対策から一般対策へと移行しました。

環境整備は着実に進んだものの、一般対策への移行後も被差別部落に対する差別意識・忌避意識は残っており、インターネット上では動画写真の掲載、差別書き込みなどの事案が依然として存在し、身元調査や不動産取引での土地調査等を目的とした戸籍謄本等の不正取得の事案も発生しています。

こうしたことを背景に、平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法の中で『部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であり、国は、部落差別の解消に関する施策を講ずること、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする』などとされました。

本市でも、特別対策の中で部落差別（同和問題）の解消に向けた取組を市の最重要課題と位置づけ、生活環境等の基盤整備を進めるとともに人権意識の高揚を図る人権教育・啓発を進めてきました。この結果、生活環境等の基盤整備が進み、対象地区の状況は大幅に改善されました。心理的な差別についても解消の方向に進んできましたが、平成29年(2017年)に実施した「吹田市人権に関する市民意識調査」では、差別意識・忌避意識が残っていることが見受けられることから、今後も、差別意識・忌避意識の解消に向けた取組が必要であり、一人ひとりが部落差別（同和問題）について一層理解を深めていくことが必要です。

そのためには部落差別の実態や被差別部落の歴史、なぜ差別が起こるのかなどの具体的な要因について、ともに学び合う機会の充実が求められます。

■ 主な施策

①人権教育・啓発の推進

部落差別（同和問題）のない社会の実現に向け、これまでの取組の中で積み上げてきた成果を踏まえて、差別に対する正しい人権教育・啓発を推進し、地域の施設を活用して、より多くの市民に呼び掛け、交流を進めていきます。

②相談窓口の充実

相談事業を実施している関係団体との連携を強化・充実を図ることにより、人権侵害を受けた、あるいは様々な課題を抱えた人々が、自立と自己実現を達成することができるよう努めます。

③関係機関等との連携強化

インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、法務局等の関係機関と連携して、情報の削除をプロバイダ等に要請するなどの対応を行います。

コラム

ご存じですか？「本人通知制度」

住民票の写しなどの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止・抑止するため、本制度に事前に登録している人の証明書が、本人以外の代理人や第三者に交付された場合、登録したご本人に対し、その事実を通知する制度です。

不正取得に対する抑止効果が期待できるとともに、この制度へ事前に登録することにより、委任状の偽造等による住民票等の不正取得をできるだけ早い時期に発見し、事実関係を調査することが可能になります。

対象となる証明書

- ・住民票の写し
 - ・戸籍謄・抄本（全部・個人事項証明書）
 - ・戸籍の附票の写し
- ※ いずれも除かれたものを含まず

登録できる方

- ・吹田市の住民基本台帳に記載されている方、又は記載されていた方
- ・吹田市の戸籍簿・除籍簿に記載されている方



詳しくは
ホームページへ



6. 外国人の人権

■ 現状と課題

外国人住民は、言葉や習慣、文化の違いの中で暮らしており、異なる言語や習慣、文化等への理解不足等や、就労や住宅、教育、結婚等の社会生活において差別的な待遇を受けるなどの人権問題が生じています。外国人住民への差別や偏見をなくすためには「相互理解」に重点を置き、多様性を認め、外国人の習慣等を理解・尊重する社会を実現することが求められています。外国人の子供たちにおけるヤングケアラーや未就学者等の問題、また、外国人の障がい者等の課題についても表面化しており、適切な行政サービスにつなぐための支援が必要です。

外国人の人権課題をめぐっては、第二次世界大戦後の昭和27年(1952年)4月、連合国諸国と日本との間に締結された「日本国との平和条約(サンフランシスコ平和条約)」の発効以後、今日に至るまで権利保障のための法制度の改正が行われてきました。

近年では、人としての尊厳を傷つけ、他の人に差別意識を生じさせることになりかねない特定の民族や国籍の人々を排斥する差別言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的な問題となっており、平成28年(2016年)6月に「ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)」が施行されました。

本市の外国人住民を在留資格別に見てみると、特別永住者(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」によって定められた在留資格を持つ者とその子孫)及び永住者が約半数を占めますが、市内に5大学1研究機関が立地することから、留学生が多いことも特徴です。

近年は、国が新たな外国人材の受入れを進めるために「出入国管理及び難民認定法」の改正を行ったことなどから、技能実習や技術・人文知識・国際業務の資格で在留している外国人が増加傾向にあります。

本市では、昭和57年(1982年)から、海外の都市と友好交流都市提携を締結し、国際親善・国際交流を柱とした国際化施策を進めてきました。

さらに、平成29年(2017年)10月に「吹田市多文化共生推進指針」を策定し、令和4年(2022年)10月には「吹田市多文化共生ワンストップ相談センター」を設置するなど、全ての人が地域社会でともに生きることができると目指しています。

多文化共生社会の実現には、国籍や民族等の異なる全ての人が、自らの民族や文化的アイデンティティを尊重されることが重要であり、外国人の受入れのあり方の変化や多様な就業状況、生活実態に即した施策が引き続き求められています。

■ 主な施策

①多文化共生社会の形成

市民、行政、事業者それぞれに対して多文化共生社会の意識啓発を進め、内外に開かれた多文化共生社会を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを促進します。

②コミュニケーション支援の推進

情報の多言語化、メディアによる生活情報の発信等、情報伝達手段の確保と日本語や日本社会に関する理解を外国人住民に深めてもらえるよう、学習支援に取り組めます。

■ 関連する主な個別計画

○多文化共生推進指針

7. 様々な人権課題

■ 現状と課題

(1) インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及により、知りたい情報がすぐに入手できるだけでなく、誰もが手軽に情報発信でき、世界中の人たちとつながりを持てるなど、私たちの生活に多くの利便性がもたらされています。一方で、匿名性の高さや、情報発信の容易さから、特定の個人や団体等への誹謗中傷や、プライバシーに関する情報の無断掲示、部落差別（同和問題）に関して差別を助長する行為等、人権に関わる様々な問題が発生しています。このような社会問題を背景に、令和3年（2021年）4月に、「プロバイダ責任制限法」が改正され、匿名の加害者の情報開示の手続きが簡易・迅速になりました。また、令和4年（2022年）7月には、侮辱罪の法定刑の引上げが行われました。

インターネットを利用する一人ひとりが情報の収集・発信にあたり、個人の責任と、ルールやモラルを正しく理解できるように、教育や啓発活動を進める必要があります。

(2) 感染症に関する人権

感染症に対する誤った知識や偏見等により、様々な差別や人権侵害が起きています。H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。発病を抑える抗H I V薬等の治療法の開発も進み、仮に感染したとしても、早期発見、早期治療を行うことで、エイズの発症を予防することができます。

ハンセン病は「らい菌」と呼ばれる細菌に感染することで起こる感染症ですが、感染力は弱く、感染し発病する可能性は極めて低く、万一発病した場合でも、治療法が確立しており、完治する病気です。

しかしながら、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されるまで続いた隔離政策によって、患者の人権が侵害され、偏見や差別を生み、患者やその家族が大きな苦しみを受けました。様々な事情から、今なお元患者の多くが、病気が完治したにもかかわらず、ハンセン病療養所に入所されています。

さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、未知のウイルスに対する恐れや知識不足等から、感染者やその家族、濃厚接触者や医療従事者等に対する

誹謗中傷や偏見、差別等の人権問題が発生しています。

このような偏見や差別をなくすため、感染症に関する正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

(3)性的指向・性自認を理由とする人権侵害

LGBTとは、Lesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（身体の性と心の性が一致しない状態やどちらの性別にも違和感を持つ状態の人）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称の一つです。

LGBT以外にも、Questioning（性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、あるいは性的指向や性自認を持たない人）もいます。

性について考える時、「男性・女性」だけでなく、「身体の性」「心の性（性自認）」「性的指向」等の区分けがあることは理解されつつありますが、「出生時の性と自認する性」が一致する人や、性的指向が異性に向いている人が多数派とされる中、性的マイノリティの人への偏見や差別が存在しています。

誰もが自分の性的指向、性自認を尊重され、自分らしく生きることができる社会を作っていくことが大切です。

(4)その他の人権問題

前述の3項目以外にも、「北朝鮮による日本人拉致の人権侵害」「アイヌの人々への民族差別と先住民族としての権利の保障」「犯罪被害者やその家族へのケア、誹謗中傷やプライバシーの侵害等、二次被害の防止」「個人情報保護」「ひきこもりへの理解と対応の促進」「ホームレスの人たちに対する理解と嫌がらせや暴行の根絶」「刑を終えて出所した人の社会復帰の促進や差別、偏見の撤廃や防止」「ハラスメントによる人権侵害」等、様々な問題が生じています。

加えて、権利の主張をすることが正当であるという意識の醸成も必要です。例えば、生活保護を受けることを恥ずかしいと考える人は、まだまだ存在します。公的支援や周囲の人からの援助を受けることがその人の「負い目」にならないような啓発活動が必要です。

また、日本社会全体の中に起きている格差と貧困の問題は、本基本方針・計画で取り上げている全ての個別課題に関連することであり、横断的な施策の問題で

もあります。

今後も、これらの人権問題への正しい理解と認識を深めるための啓発の取組が必要ですが、一地方自治体だけでは解決が困難なものもあることから、国や大阪府に働きかけ、動向を注視しながら、人権課題の解決に向けて対応していきます。

■ 主な施策

①人権啓発事業の推進

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、人権フェスティバル、市民ひゅーまんセミナー、憲法と市民のつどい、市民平和のつどい、人権擁護委員による人権教室、人権啓発パネル展等の開催を推進します。

②相談窓口の充実

複雑化、多様化する相談内容に対応するため、相談窓口の連携を強化するとともに、職員の資質向上を図り、実効性のある相談・支援体制の充実に努めます。

コラム

～認め合い、尊重し、支え合うまちへ～ パートナーシップ宣誓証明制度スタート

パートナーシップ宣誓証明制度とは、一方又は双方が性的マイノリティ当事者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓した事実を市が公に証明する制度です。

市民一人ひとりが互いに多様な生き方を「認め合い 尊重し、そして支え合うまち」を目指し、性的マイノリティ当事者が住み慣れた地域で自分らしく生きることを支援するための取組の一つとして、本市において 令和5年度（2023年度）スタート！

吹田市も
スタートするよ！



Ⅲ. 推進にあたって

1. 分野を超えた連携

人権施策の総合的な企画及び推進を行うことや各部署が行う人権施策についての連絡及び調整に関して人権施策推進本部を設置し、分野を超えた連携を進めていきます。

2. 市民と行政との協働

市民、事業者及び公共的団体等と連携をとりながら、人権に関する施策を総合的に推進していきます。

3. 関係団体との連携

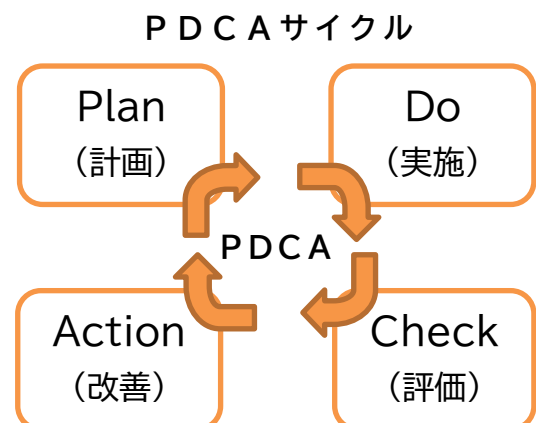
吹田市人権啓発推進協議会をはじめ、三島人権擁護委員協議会吹田地区委員会、吹田市きしべ地域人権協会、吹田企業人権協議会では、これまで人権意識の高揚や人権課題解決に向けた啓発活動等が活発に行われてきました。

また、吹田市社会福祉協議会や吹田市民生・児童委員協議会等の公共的団体、NPOやボランティア団体、大学や企業等でも同様に、人権課題を解決するため、様々な取組を行っています。

今後も、これらの関係団体とより一層連携を深め、人権施策を推進していきます。

4. 計画の推進管理及び検証

計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



コラム

人権について一緒に考えてみませんか？

吹田市人権啓発推進協議会

(じんけんネット吹田)

市民による自主的な人権啓発組織として、平成8年（1996年）1月13日に結成、発足しました。誰もが気軽に参加、体験、交流しながら、人権問題への理解と関心を深め、人権の大切さについて考えるための活動をしています。

市、教育委員会とともに講演会等を実施したり、市内小学校ごとに設置された地区委員会では、地域に密着した様々な啓発活動を行っています。

また、賛同する団体・企業による部会では、それぞれの特性を生かした活動を推進しています。

活動を通して人とつながることで、人権について一緒に考える機会にもなります。身近な地域からはじめてみませんか。

お問い合わせ

事務局：人権政策室

電話：06-6384-1539

FAX：06-6368-7345

メール：suitajinken@wi.kualnet.jp



詳しくはホームページへ



コラム

平和について考えてみませんか？ 平和祈念資料館

吹田に平和祈念資料館があることをご存じですか？
府内で同様の施設があるのは、大阪府をはじめ、堺市・豊中市・吹田市の3市です。

平和祈念資料館は、市民から寄贈を受けた貴重な戦時中の実物資料や吹田空襲で投下された1トン爆弾の破片等の展示、北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」をはじめとした平和映画会、広島・長崎の被爆体験を継承するための朗読会等、様々な催しを行っています。

また、夏と冬には、戦争や世界の紛争等をテーマにした企画展も開催しています。令和4年度(2022年度)の夏には「アフガンを救う命の水～中村哲医師の遺したもの～」、冬には「今、世界で起きていること～ウクライナ・イエメン・南スーダンの子供たち～」を開催しました。

様々な催しを通して、戦争の悲惨さや平和の大切さについて触れることができる施設です。ぜひ、お越しください。



吹田市津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ8階

阪急千里線南千里駅下車すぐ 入館無料

開館時間:10時00分～18時00分(月曜日・祝日・年末年始を除く)

電話:06-6873-7793



詳しくはホームページへ

非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかるに、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界最初の核被爆国として、また、平和憲法の本質からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

吹田市は、日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、市民の健康で文化的な生活の向上をめざし“すこやかで 心ふれあう文化のまち”づくりをすすめており、平和なくしては、その実現はありえない。

よって、吹田市は、平和を希求する市民の総意のもとに、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願うとともに、核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和58年(1983年)8月1日 吹田市

資料 用語解説

用語	解説
ア行	
いじめ防止対策推進法	いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項を定めた法律。 平成25年（2013年）から施行。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。
HIV/エイズ	HIV（ヒト免疫不全ウイルス）はヒトに免疫低下を起こすウイルスのこと。エイズ（後天性免疫不全症候群）はHIVによっておこる病気をいう。
NPO (Non Profit Organization)	行政・企業とは別に社会活動をする民間の非営利団体のこと。男女共同参画をはじめ、福祉、まちづくり、環境等、様々な分野で、利潤をあげることが目的としない公益的活動を行っている。
LGBT/LGBTQ	LGBTは、L：レズビアン（同性を好きになる女性）G：ゲイ（同性を好きになる男性）B：バイセクシュアル（両性を好きになる人）T：トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）の頭文字をとったもので、性的少数者を表す総称の1つとして使われる。 Q：クエスチョニング／クィア（性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人、わからずに悩んでいる人／性的少数者を包括する言葉）を加えてLGBTQということもある。
カ行	
合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する（事業者においては、対応に努める）こと。 重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めること。

用語	解説
サ行	
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。</p> <p>「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>
障害者差別解消法 （障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	<p>全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等について定めた法律。</p> <p>平成28年（2016年）から施行。</p>
人権に関する市民意識調査	<p>今後の人権啓発を推進していくための基礎資料として活用することを目的として、市民の人権意識について把握するために実施している調査。</p> <p>平成29年度（2017年度）、令和4年度（2022年度）実施。</p>
性的指向・性自認	<p>性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。</p>
性的マイノリティ	<p>同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人等のことをいう。</p> <p>「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」とも言う。</p>
成年後見制度	<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々について、財産管理や身上監護を本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるように支援する制度。</p>

用語	解説
タ行	
DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や交際相手等、親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的な暴力等も含まれる。 ※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年(2001年)施行)の平成26年(2014年)の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者に適用対象が拡大された。また、令和元年(2019年)の改正では、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。
デートDV	主に若い世代の間で、交際相手から受ける暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、行動を規制する(交友関係を細かくチェックする)など、相手を思いどおりに支配しようとする態度、行動も含まれる。デートDVは親密な交際相手の中で起こるため、その行為が暴力だと気づかない人も多くいる。近年はSNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用した暴力も起こっている。
ナ行	
認知症	脳の病気や障がい等、様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態のこと。認知症にはいくつかの種類がある。アルツハイマー型認知症は、認知症の中で最も多く、脳神経が変性して脳の一部が萎縮していく過程でおきる認知症。症状はもの忘れで発症することが多く、ゆっくりと進行する。
ハ行	
パートナーシップ宣誓 証明制度	一方又は双方が性的マイノリティ当事者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓した事実を自治体が証明する制度。
バリアフリー	道路や建築物の入口における段差等の解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示等、高齢者、障がいのある人等の社会生活・社会参加や自立を困難にしている物理的な障壁のほか、より広く社会的、制度的、心理的な障壁を取り除くこと。全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

用語	解説
ハンセン病	らい菌に感染することで起こる感染症。らい菌の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気である。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では、治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療をすれば後遺症も残ることがない。
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、並びにハンセン病問題の解決の促進について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、ハンセン病問題の解決の促進を図ることを目的とした法律。 平成20年（2008年）6月から施行。
PDCAサイクル	P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：評価）、A（Action：改善）のサイクルによる施策や事業等の立案から評価に至るまでのプロセスのこと。
部落差別解消推進法 （部落差別の解消の推進に関する法律）	部落差別の解消に関して、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、もって部落差別のない社会を実現することなどを定めた法律。 平成28年（2016年）から施行。
ハイトスピーチ	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方向的な内容の言動のこと。
ハイトスピーチ解消法 （本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）	本邦（日本）外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定めて、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定めて推進することを目的とした法律。 平成28年（2016年）から施行。
マ行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員。児童福祉法により児童委員を兼ねている。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場になって相談・支援を行うボランティア。 また、小学校区ごとに児童問題を専門とする主任児童委員が1名ずつ配置されている。

用語	解説
ヤ行	
ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子供とされている。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

吹田市人権施策推進基本方針・計画

令和5年（2023年）3月

発行 吹田市市民部 人権政策室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話：06-6384-1513 / FAX：06-6368-7345

E-mail：jin_kent@city.suita.osaka.jp

この冊子は、500部作成し、一部当たりの単価は726円です。

